

令和2年度 第2回 酒田市環境審議会 議事要旨

日 時／令和2年7月21日（火）13:30～14:10

場 所／酒田市役所3階 第1・第2委員会室

出席者／別添次第のとおり

1. 開 会 (略)

2. 議 事

議長（会長） それでは、次第に沿って議事を進めることといたします。はじめに本日の審議会の流れについて、事務局より説明をお願いします。

事務局（課長） 本日の進め方について、事務局よりご説明申し上げます。今回の遊佐町沖洋上風力発電事業に関しては、7月初めに事業者3社から配慮書の提出があり、これについて市長が県知事より意見を求められ、さらに市長から環境審議会に諮問があったものです。各事業者の事業内容については、委員の皆様事前に配慮書をお配りした上で、前回7月14日の審議会で事業者3社から事業説明をいただきました。それを踏まえて、本日は、答申へ向けての意見を委員の皆様より頂くこととなっております。なお本日は、事業者3社とその関係者の方々には、出席をお願いしておりませんので、よろしく願いいたします。委員の皆様からご意見をいただくにあたっては、答申書を各事業者の計画ごとに作成する必要があることから、事業者別に伺っていきたくと思います。以上、本日の議事の進め方についてご説明いたしました。

議長（会長） ただ今、事務局から説明がありましたが、本日の議事は、前回の質疑を踏まえ、答申へ向けての意見交換とのこと。事業者3社の計画ごとに意見を取りまとめていきたくと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

議長（会長） ありがとうございました。

議長（会長） ここで、前回の審議会の議事の中で委員よりご質問のあった件について、事務局より報告をお願いします。

事務局（課長） 令和2年7月17日に、山形県エネルギー政策推進課とみどり自然課

の連名での回答がありました。回答内容は次のとおりです。「検討会議による調査は既に終了し、平成 30 年度第 2 回山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議において結果を報告したところです。結果概要については県のホームページでも公表しております。なお、環境影響評価に基づく調査と検討会が行った調査は、その目的や調査地点・調査手法などが異なります。環境影響評価に基づく調査は、環境アセス手続きを行う業者が自ら行う事業について、環境保全の見地から行うものであり、検討会の調査は、洋上風力発電事業の適地としての可能性を研究することを目的としています。」以上、ご報告いたします。

議長（会長） 委員、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（会長） それでは議事の（１）計画段階環境配慮書についての意見を伺います。

議長（会長） まず、はじめに事業者 1 の事業について、環境の保全の見地から、意見をお持ちの委員は、発言をお願いいたします。

委員 事業者への個別意見の前に、山形県に対しての意見として伝えていただきたいことが 1 点あります。諸事情があるにしても、事業者が未確定、かつ出力規模及び発電機基数なども不明な時点において、計画段階環境配慮書を受理されて、酒田市長へ意見を求めること自体が時期尚早ではないかと感じるところです。環境影響評価の手続きに相当期間を要するとしても、事業計画の主要事項が示されるか、複数の計画案が提示された案件について受理すべきであると思います。本来的な環境影響評価の手続きのあり方に沿って対応していただきたかったと思います。今回、複数案の設定が出されていませんが、その根拠として環境省が 2013 年に出した「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」の記載を挙げています。しかし、ガイドでは事業位置・規模の複数案の設定が困難である場合の措置であることが前提となっており、そうした記述を安易に解釈してはならないと考えます。この度の事業者 3 社の計画段階環境配慮書からは複数案の設定が困難な理由を読み取ることはできません。そもそも県の地域協調型洋上風力発電研究・検討会議において提示された事業想定区域（案）が基本となっていることから、事業区域を広く設定した上で絞り込んでいくような検討の進め方とも捉え難いと考えます。

続いて、事業者 1 に対しては 3 点あります。1 つは、冒頭にも申しあ

げたとおり、事業計画が検討中にもかかわらず計画段階環境配慮書を提出することは適切ではないと考えます。2つ目は、大規模な洋上風力発電計画であることから、地域社会に広く理解されることが大切であり、鳥類、海洋生物、景観、騒音等の環境への負荷の低減に向けて真摯に取り組んでほしいということです。これは要望になりますが、事業者側の姿勢の確認として申し上げます。3点目は、今回は特に景観等に関心を抱かれることがあると思いますが、景観に係る評価に引用されている「景観対策ガイドライン（案）」というのが適切とは言えないと考えております。これは事業者1の配慮書の中に書かれてあるものなのですが、引用されているガイドラインは送電用の鉄塔を想定しているものです。風力発電機は送電用鉄塔と形状が異なる上、回転するという全体の規模感を考えると、心理的にも鉄塔とは違う判断になるかと思えます。環境配慮書の概要書で言えば89ページの表4-3-14にガイドラインの表を引用されています。その時の垂直見込角度と鉄塔の場合の見え方について整理されておりますが、その評価をそのまま参考とすることは疑問に感じます。風力発電機に対する見え方については、環境影響評価方法書（案）の提示までにまだ数年あると思しますので、それまでに風力発電機に対する評価方法を検討するべきであると考えます。この場合、特に今回洋上で、まとまった規模の物になりますから、単機だけでなく複数基並んだ全体的な景観に対する捉え方をどうするかという点も踏まえて評価方法そのものを検討すべきではないかと思えます。再生可能エネルギーの普及はぜひ進めていくべきだとは思いますが、そういう視点で手続き的にはきちんと進めていくことが最初の事例としてはとても大事だと思ひ、あえてそういう意見を出させていただきました。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。今の委員の発言に関連した意見はありますか。でしょうか。

委員 今、委員から風力発電設備の構造規模について決まっていない段階で配慮書が出てきたことがそもそも手続きとして問題ではないかという話がありましたけれども、このまま方法書、準備書と進んでいくのであれば、この風力発電設備の構造・配置・位置・規模の検討に当たっては、現地確認も含めて、必要な情報の収集把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理して反映していただくようお願いしたいと思います。もう1つは、他事業者でも同じことが言えますが、洋上風力発電事業の環境影響については、まだ国内では十分解明されていない点が多々あるかと思ひます。ですので、本事業の検討にあたっては、海外の事例や国内での先行事例もあろうかと思ひますので、

そういった最新の知見の収集に努めていただきたいと思います。3点目につきまして、前回の審議会で、委員の話にもありましたが、漁協に情報が行っていない事項がいくつかあったかと思います。まだ配慮書段階なので、致命的な状況でないと思いますが、事業が進んでいく中で、関係者との調整がなされないまま進んでしまうと、後で取り返しのつかない事態になることがありますので、本事業計画の今後の検討にあたっては、山形県・酒田市・漁協等の関係者との調整を十分に行うとともに、地元住民等関係者に対して十分かつ丁寧な説明を行っていただきたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。ほかの委員の皆様から関連意見等はありませんでしょうか。では、他の事業者の取りまとめ後に追加の意見があれば後ほどご発言いただければと思います。それでは事業者1へのご意見については今ほどの2人の委員のご発言を意見として取り入れたいと思います。

続きまして、事業者2の事業について、環境の保全の見地から、意見をお持ちの委員は、発言をお願いいたします。

委員 先ほどと同様に4点あります。1つ目は諸事情があるとはいえ、事業計画が検討中であるにも関わらず計画段階環境配慮書を提出するのは適切ではないことです。2点目は、大規模な洋上風力発電計画であることから地域社会に広く理解されることが大切ですので、鳥類・海洋生物・景観、騒音等への環境負荷の低減に向けて真摯に取り組んでいただきたい。3点目ですが、景観については配慮書の中ではフォトモンタージュ法による主要な眺望や景観への影響予測について記載されていますが、それに加えて景観に係る評価に広く引用されている「景観対策ガイドライン（案）」にある垂直見込角度と鉄塔の場合の見え方などの評価と、その考え方を参考にして環境影響評価方法書の提示までの間に風力発電機、単基または複数基に対する評価方法を検討するべきです。4点目ですが、こちらは前回、他の委員がご指摘した点に重なるのですが、景観についての方法書以降の手続きにおいて留意する事項の中で、「風力発電機の塗装色を自然に馴染みやすい色で検討する」との記述がありました。それについては、「風力発電機の塗装色は鳥類の保護など環境への影響を低減する配色で検討する」と修正すべきではないかと思います。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の委員のご意見に対して関連するご意見はありませんでしょうか。

委員 先ほどの意見の中で3点ほど出しましたが、その3点は同じことが言えると思いますが、追加で2点ほど意見を出したいと思います。今回の想定区域の周辺において、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中だと思います。これらの風力発電設備等における累積的な影響が懸念されるので、既存の風力発電設備に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報を収集するとか、他の事業者との情報交換を行うことに努めていただき、本事業との累積的な影響について調査、予測、評価をしていただきたいと思います。それが4点目です。そして5点目ですが、これも先ほどの事業にも言えることですが、委員からも調査について十分に実施するよというお話がありましたが、特に私が懸念しているのは、今回の洋上風力は、かなりまとまった風力発電施設が設置されることになりませんが、やはりバードストライクとか鳥類の移動経路の阻害等の影響が生じるだろうと考えております。そのため、風力発電設備の配置の検討に当たっては専門家からの助言も踏まえて、鳥類に対する適切な調査、予測、評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講じることによって、鳥類への影響を回避または低減していただければと思っています。

議長（会長） ありがとうございます。委員の皆様から他のご意見はありませんでしょうか。
無いようでしたら、続いて3社目の事業者3の件について同様にご意見をお持ちの方はご発言いただきたいと思います。

委員 事業者3についても同様の3点になりますが、その前に事業実施想定区域が3,200ヘクタールという記載について確認されたのかお聞きしたい。他事業では3,960ヘクタールになっているものです。

事務局（課長） 当日事業者が言っておりましたが、区域としては他事業と同じ区域であり、面積の表記が間違っているのであれば訂正すると聞いております。

議長（会長） ということは3,960ヘクタールですか。

事務局（課長） そうです。記載の3,200ヘクタールではないということです。

委員 わかりました。1つ目ですが、諸事情があるにしても事業計画が検討中にも関わらず、計画段階環境配慮書を提出すること自体が適切ではないと考えています。2つ目ですが、大規模な洋上風力発電計画であることから、地域社会に広く理解されることが大切であり、鳥類、海洋生物、

景観、騒音等の環境への負荷の低減に向けて真摯に取り組んでほしいと思います。3つ目ですが、景観についてはフォトモンタージュ法による主要な眺望・景観への影響予測と記載されていますが、それに加えて景観に関わる評価に広く引用されている「景観対策ガイドライン（案）」にある垂直見込角度と鉄塔の場合の見え方の評価の考え方を参考にして、風力発電機向けの評価方法を検討するべきだと考えます。補足ですが、先ほどからお話している「景観対策ガイドライン（案）」というのは、様々な風力発電の場合の評価に引用されています。ただ中身がなかなかデータとして出てこないものですが、元々は送電の特別委員会という環境部会の一分科会から出されたものになっており、あくまでも固定して動かない鉄塔を想定しています。どのように評価を導いたガイドラインかわかりませんが、おそらくある程度の人数の知見者から見え方を評価してもらったものだと思います。同じように風車に対しても、多数の人達が参加して風車の高さや規模への見え方の評価手法を固めていくということが大事だと思います。これは事業者ごとにできることではないと思いますが、事業者から国に対して検討してもらい、環境省に対して要望するという事はできるはずなので、鉄塔ではなく風力発電機そのものに対する景観評価のやり方を考えていくことが今後とても大事だと思います。

議長（会長） ありがとうございます。本事業では皆様ご承知のとおり、事業者1からモンタージュで示されたものがありますが、景観的にインパクトのあるものが設置されることとなりますので、委員のお話のとおり、環境評価はもちろんですが、景観にも配慮することは当然だと思いますので、意見として取りまとめていきたいと思っています。

他に意見はありませんか。それでは3社目の事業者3への意見について、以上とさせていただきます。

3社とも同じような事業になりますので、同じような意見になるかもしれません。確認等あればご意見をいただきたいと思いますが、各委員いかがでしょうか。それでは、答申書につきましては事務局で取りまとめ、私と副会長に一任させていただき答申としたいと思いますが、皆様からご賛同いただけますでしょうか。

<異議なし>

事務局（課長） 3社目のところでは、他の委員からの意見だけでしたが、先ほど委員からは3社共通ということで2社目のところで5点ほど意見をいただいたわけですが、3社とも同じという考え方でよろしいでしょうか。

委員 3社とも5点と考えていただきたいと思います。

事務局（課長） わかりました。ありがとうございます。

議長（会長） ではご意見は3社共通とさせていただきます。
それでは事務局より何かありますでしょうか。

事務局 特にございませぬ。

議長（会長） では、ご意見いただいた内容について、我々の意見として取りまとめ
をしたいと思ひます
それでは、議事の（3）その他 について、事務局から何かあります
でしょうか。

事務局（課長） 前回の審議会で承いただいた事項の確認になりますが、次回3回目
8月以降の審議会について、遊佐洋上風力発電事業の環境配慮書に関し
て諮問があつた場合の進め方は、事業者からの説明後、委員からご意見
をいただいて答申という流れで、1回の審議会を終了することを承い
ただいております。本日の案件と同様に配慮書の段階では事業の内容が
ほぼ類似しているということで、このような扱いをさせていただきたい
と思ひます。

議長（会長） ありがとうございます。今の説明のとおり、今回の遊佐町沖洋上風
力発電所の環境配慮書に関する諮問について、次回以降は1回で進めて
いきたいと思ひます。この事業に参加希望の事業者は、1回目の審議会
では32社という説明がありましたので、進め方について委員の皆様か
らご理解いただきたいと思います。それでは他になければ、本日の議事
を終了し、進行を事務局にお返ししたいと思ひます。

3. その他 なし

4. 閉会 (略)